



15のいす

— 社会の安心・安全・安定を
支えている司法 —

最高裁判所判事

岡 正 晶

私は約40年間弁護士として民間で働いたあと、最高裁判所の裁判官に就任しました。

まずは、その扱う事件の種類の多さ、そしてその数の多さに驚きました。「業界きってのよろずや」という言葉を聞いていましたが、本当にそのとおりでした。全国津々浦々のあらゆる裁判事件(民事(契約紛争、不法行為、相続、労働、不動産)、行政(処分取消、国家賠償、租税、知財、懲戒処分)、家事(子供の監護権、面会交流、婚姻費用、財産分与、不貞)、刑事(直接証拠の少ない否認事件、トクリュウ、勾留保釈接見禁止、少年事件、責任能力)など)の事件記録が、順不同で、毎日、相当数回ってきます。

この記録読みを通じて、次に驚いたことは、全国の大勢の司法関係者(裁判官、検察官、警察官、弁護士、その職員さんたち、福祉関係者、矯正施設関係者、医療関係者など)のみなさんが、なんと頑張っているかということでした。どちらの結論もありうる微妙かつ難しい裁判事件がこんなにあるとは、価値観・感情の対立の宥和がこんなに難しいとは、虐待から子供を守るというミッションがこんなに大変であるとは、物証の乏しい犯罪の捜査・立証・裁判がこんなに困難で微妙であるとは、更生支援・再犯防止のための努力・工夫がこんなにされているとは、など驚きと感服と感謝の念を、日々抱きました。

そしてこの大勢の司法関係者のみなさんの奮闘努力こそ、「法、裁判、司法制度」そのものであると感じました。この大勢のみなさんの奮闘努力こそが、この社会の安心・安全・安定を支えていると強く思いました。「裁判は太古の昔から国家生活に必要欠くべからざる政道的一面である」という言葉がありますが、本当にそのとおりです。

私の裁判官生活は4年余でしたが、歴史的にも社会的にも大きな意義を有するこの司法の一員として関与できたことに、誇りを持っています。

全国の司法関係者のみなさん。

この日本の「社会の安心・安全・安定」のために引き続き奮闘努力していただきますようよろしくお願い申しあげます。心からエールを送ります。

(おか・まさあき)

